小田原市報
才68号
発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
浦　賓　松
印刷所
又進堂印刷所
定価一部三円

天皇　皇后両陛下 県立婦人公共職業補導所へお成り

天皇　皇后両陛下には、才十回国体開催にあたり国体競技を御覧になるとともに産業、社会施設を御視察のため、県下各地を巡幸遊ばされておりましたが、十月三十一日には小田原市にある県立婦人公共職業補導所にお成りになりました。

当日、市内の小中高校生徒児童約一万二千人及び市民多数が沿道にお出迎えする中を御会釈を賜りつつ御通過午後二時二十分、県立婦人公共職業補導所に御到着になりました。お茶壺橋入口には午前九時頃からつめかけた高齢者約八百人、遺族約五百人がお出迎えし、公職関係者約百人及び特別奉迎者として地元選出の国会議員、県議会議員、裁判所及び検察庁各支部長、市長、議長、前市長、商工会議所会頭その他の方々がお出迎え申し上げました。

両陛下は、内山知事の御案内で所内を御一巡、各施設を興味深く御覧になり種々御下問もあつて予定より五分おくれ午後二時四十分、補導所をお立ちになり強羅へ向われました。

翌十一月一日、箱根養老院を御慰問の後、午後一時三十分頃市内を御通過になりましたが、沿道に小中高校の生徒児童約九千人と市民多数が奉送いたしました。

震災前、御用邸があつた時代、いまの陛下が皇孫殿下として御滞在になつたこともありましたが、小田原に両陛下の行幸啓のあつたのは戦前戦後を通じて今回が初めてであつただけに市民の喜びは一しほのものがありました。

小田原市における奉送迎が盛大且つ整然と行われましたことは、皆さんと共に喜びに堪えないところであります。

県立婦人公共職業補導所にお着きの両陛下

結髪実習を御覧の両陛下

「戦没者遺児等の身元保証規則の実施について」

今度県では全国に先がけて「戦没者遺児等の身元保証規則」を制定し本年十一月一日より実施することになりました。

この制度は父親を失くした戦没者遺児と未だ異郷の地に抑留されている留守家族の子供等が学業を卒え社会へ巣立つに当り、とかく両親がそろつていない故に就職が困難とされている現状にかんがみ、遺家族等援護対策の一環として制定されたものであります。

この制度は遺児等が就職する際知事が父親に代つて身元保証人となり、その就職を容易にし且つこれに依つて遺児等が有為な社会人となることを援助することを目的としたものでありますので、市民皆様特に雇傭主の方々の深い御理解と御協力を望んでおります。

なお手続等詳細については、市役所厚生課又は各支所及び市内各中学校、高等学校で御尋ね下さい。

規　則

（目的）
才一条　この規則は、戦没者遺児等が就職するに当り、県がその身元保証をすることに関し必要な事項を定め、もつてその就職を容易にし、これにより遺児等が有為な社会人として活動するのを援助することを目的とする。

（遺児等の定義）
才二条　この規則において遺児等とは、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年四月一日法律才一二七号）にいう遺族並びに未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年八月法律才一六一号）にいう留守家族のうち、戦没者又は未帰還者の直系卑属に該当する青少年をいう。

（保証契約）
才三条　県の区域内に一年以上住居所を有する遺児等が就職する場合に、県はその使用者と遺児等に関して身元保証契約を締結することができる。

（保証資格）
才四条　前条により県が身元保証をする遺児等は、性行が正しく且つ、学業成績等が良好な者でなければならない。

（申請手続）
才五条　身元保証を受けようとする遺児等は、身元保証申請書（才一号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
一、戸籍謄本及び住民票の抄本
二、履歴書及び写真
三、最終学校の成績証明書

（選考）
才六条　知事は、前条の申請に基いて選考し、身元保証をすることを決定した場合は、その旨を身元保証決定通知書（才二号様式）により本人に通知する。
2、前項の通知書は、就職の際使用者に提出する。

（雇傭通知）
才七条　知事が前条により身元保証することを決定した遺児等（以下被保証者という）に関し、県と身元保証契約を締結しようとする使用者は、雇傭通知書（才三号様式）を、身元保証決定通知書とともに、知事に提出しなければならない。

（身元保証契約の締結）
才八条　知事は、前条の雇傭通知書を受理したときは、直ちに使用者と身元保証契約を締結するものとする。但し、知事が不適当と認めたときはこの限りではない。

（保証期間）
才九条　県が、使用者に対して契約する遺児等の保証期間は、五ケ年以内とする。
2、契約期間が満了した場合においても必要止むを得ない場合に限り、県は三ケ年以内の範囲で契約期間を更新することができる。
3、前項により契約期間の更新を受けようとする使用者は、契約期間満了前一カ月以内に契約期間更新願（才四号様式）を知事に提出しなければならない。

（保証責任限度）
才十条　身元保証契約により、県が使用者に対してする賠償は、金銭をもつてその額を定め、その限度は一契約二十万円とする。（以下略）

年末現在で工業調査実施さる

毎年十二月末日現在で全国一齊に行われます通商産業省所管の工業統計調査は従業者数、原材料の使用額出荷額等について詳細に調べ、製造工業の面から、我が国経済活動の実態を明らかにする最も重要な統計調査であります。

作成された統計表は通商産業行政上の資料となるばかりでなく、国の諸施策上の基礎資料ともなり、また事業家の実務上の参考資料あるいは学界の経済分析その他の研究資料として広く利用され、かつ我が国の経済事情を海外に紹介する具体的資料ともなります。従つて個々の調査票は徴税その他直接申告者に利害関係を生ずるような目的には使用いたしません。またこの調査は統計法にもとづく指定統計でありますから、申告義務者は正しい申告をお願いいたします。

調査事項

一、工業調査（甲・乙）
◎事業所名および同所在地、◎本社または本店名および同所在地、◎事業所開設年月、◎兼営の有無と経営組織、◎従業者数および月別常用労働者数、◎製造品、原材料および燃料の在庫額、◎現金給与額、◎原材料燃料料および電力の使用額ならびに委託生産費、◎有形固定資産の増減、◎原動機の台数および公称馬力数、◎主要原材料名と作業工程、◎製造品の出荷額および在庫額等、◎内国消費税、◎転売品、◎指定品目の自己消費量

次に附帯調査として

一、行政管理庁承認調査
◎機械装置の設備状況等調、◎自動車保有台数調、◎製造工場を経営する企業の本社または本店に関する調

一、県条例による輸出生産実態調査
◎事業所名および同所在地、◎輸出生産品の品名、出荷数量、出荷額および出荷の内訳、◎輸出品加工賃収入、◎輸出生産の下請工場の有無と委託生産費

かように本年の調査は調査事項が若干増加されており、調査内容も複雑でありますので、不明の点は調査員または直接市の統計係へ御照会下さい。

国勢調査の概数発表
人口は十一萬三千九十五人

十月一日現在で調査した国勢調査について、県より概数の公表がありました。本市の世帯数は二二、二八七世帯、人口は一一三、〇九五人であつて、男子五五、六三八人女子五七、四五七人で、県下では横浜、川崎、横須賀市につぐ人口であります。前回行われた昭和二十五年の国勢調査人口は七五、三三四人で、その後出生、死亡の自然増と、転入、転出、町村合併等の社会増で三七、七六一人の増加を見たのであります。

このほか現在集計中のもののうち、就業者人口と失業者人口の概数が次のように判明いたしました。

就業者人口（季節就業者及び休業者を含む）　四三、四七一人
完全失業者人口　九五八人

なお本欄を通じ、国勢調査に多大の御協力を煩わしました調査員各位に対し厚く御礼申上げます

常任委員会

◇十月十二日　才十四回建設委員会
◇十月二十九日　才十四回総務委員会
◇十月二十九日　才二十回経済委員会

全国一齊に「火災予防週間」実施
十一月二十六日～十二月二日

愈々火災シーズンを迎え、十一月二十六日から十二月二日までの一週間全国一齊に火災予防運動が展開されます本市でもこれに呼応して消防本部、消防署、消防団が主体となつて同運動を実施することになりました。これから寒さも日一日ときびしくなり火を使う事が多くなりますので一層の御注意を願い、更に一歩進んで〝燃えない工夫・焼かない注意〟をして絶対に火災を起さないことにいたしましよう。

この週間中に消防署員と消防団員が、かまどその他火の取扱場所などを検査に伺いますから、火災を一つでも少なくするため係員の指示に進んで御協力をお願い致します。なお火災予防についてお気付の点はその際係員に御話し下さい。

〝燃えない工夫 焼かない注意〟

1 煙突は板壁から五寸以上はなす。
2 煙突のまわりは、五寸以上天井及び屋根の土板を切取つておく。
3 煙突の継目は、天井裏壁の間等見えない所をさける。
4 かまどの周囲一尺、上部三尺以内に可燃物をおかない。
5 火消壺は土間、コンクリートの上に置く。
6 取灰を木箱や籠に入れない。
7 煙草を寝ながら吸つたり、火のついたまゝ捨てない。
8 焚火をする場合にはバケツに水を用意しておく。
9 石油コンロの油漏れはないか確かめる。
10 石油コンロを使用している時は、油を補給しない。
11 こたつ、火鉢に火を入れすぎないように気を付ける。
12 ガス管の漏れはないかを確かめる。（石けん水をぬつて見ればわかります。若し漏れていれば泡が立ちます。）
13 ガスのゴム管は長すぎないか、又は古くなつていないか。
14 寝る時は、ガスの元栓を必ず締める。
15 お燈明の附近に燃え易いものを置かない。
16 電気の引込線はトタン屋根、看板等に触れていないか常に注意する。
17 コードを釘にかけたりヒューズの代りに銅線等を使用しないよう注意する。
18 寝る時は水を用意しておく。
19 廊下、階段は避難し易いよう平常から整頓しておく。
20 火事の電話は「火事だ火事です」といえば消防署につなぎます。場所、附近の目標を係員にはつきりお知らせ下さい。

歳末たすけあい運動に御協力を
十二月一日～二十五日

恒例の歳末たすけあい運動は、本年も十二月一日から二十五日まで各地区民生委員協議会が実施主体となつて、各地区婦人会、青年団及び子供会等の協賛で実施されます。

この歳末たすけあい運動は年末に際して生活困窮者や社会福祉施設に収容されている気の毒な人々（生活困窮世帯約一、四〇〇、社会福祉施設収容者約二〇〇人）に対して市民全体が相互扶助の精神に則つて一品ずつ持寄つて、これらの人々に贈りお互に楽しい正月を迎えようとする「一品持ち寄り運動」をはじめ、要保護世帯の調査や関係協力諸団体及び学校生徒などとの座談会を実施して、市民の社会福祉事業に対する理解を深め市民の積極的な協力を得て社会福祉事業の発展を期そうとするものであります。

歳末たすけあい運動の中心となる一品持ち寄りの期間は、十二月八日から二十日までで、この間に各地区の民生委員、婦人会、青年団などの方々が皆さんの御家庭にお伺いして衣料品、食糧品、日用品など（主食、現金を除く）の寄贈をお願いすることになつておりまた、この運動期間中、特志寄贈者からの寄託金品は、市役所厚生課で受付けます皆さんからの暖い寄贈品は十二月二十日から二十五日までの間に各地区の生活困窮者や社会福祉施設収容者に配布されます。

なお、市からの援護物品として被保護者等に餅代を贈り、また被保護者の学童に対して通学用品費を支給することになつています。

小田原市の火災状況

年別	回数	罹災世帯	焼損棟数	焼失坪数	損害額	死者	傷者
昭和27年中	32	17	28	151	約780万円		2
〃 28年中	33	26	41	439	2100		2
〃 29年中	30	27	39	354	1360		
〃 30年(1～10月)	55	32	49	392	1190	4	5

主な原因	1	2	3	4	5
昭和27年中	たばこ	弄火	煙突	電気	こんろ
〃 28年中	煙突	弄火	油引火	電気	焚火
〃 29年中	油引火	電気	煙突	かまど	こんろ
〃 30年(1～10月)	油引火	弄火	煙突	こんろ	たばこ

小田原市財政事情の公表

（昭和三十年度上半期）

☆☆☆☆☆

まえがき

本市財政の状況については毎年二回公表書を作製閲覧に供しさらに市報に掲載してまいりましたが今回は昭和三十年度上半期（四月一日から九月三十日までの六カ月）の一般会計を中心とした市財政の概況をお知せいたします。

☆☆☆☆☆

市財政の動きと収支の概況

本年度当初予算額は四九五、〇四七、六五一円を計上し執行されておりましたが五月専決処分による前年度繰上充用金一一八、〇四五、一〇一円の追加をいたし前年度の決算を完了いたしました。六月に至り土木費中国体に備えての総合運動場建設費として一二、六六〇、〇〇〇円（事業繰越分）区画整理、街路舗装費四、〇七五、〇〇〇円を追加いたし期末九月に国体運営費補助金三、〇〇〇、〇〇〇円、議会費一、五〇〇、〇〇〇円、土木費港湾修築費負担金一三、五〇〇、〇〇〇円、教育費一、三七四、〇〇〇円を更に追加いたし現計予算総額は六六一、八二九、〇八一円に及んでおります。

さてこの追加の支出に伴う財源といたしましては五月に市税収入九、七三二、一四五円、公営企業及び財産収入で一〇八、三〇〇、〇〇〇円、六月には同財産収入で一八、〇〇〇、〇〇〇円他を計上、更に九月には市税収入九、〇二〇、〇〇〇円、市債一三、五〇〇、〇〇〇円を充当それぞれ収支の均衡をはかり現在執行されつつあります。

今期は昨年度に引続き道路網拡充並びに継続事業の漁港修築事業、国体開催に備えての諸施設の整備、駅前街路の完成等による建設面の支出が主なるものでありまして苦しい財政下ではありますが着々と施設の充実に努力いたしておる次才であります。

一般会計款別歳出予算額及び上半期支出済額調

（昭和三〇、九、三〇現在）

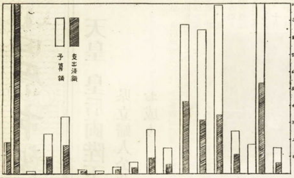

款別	予算額 金額	上半期支出済額 金額	百分比
議会費	一五、四八〇、三五〇円	六、四五三、一六四円	四一・六
市所役費	二八、〇二四、九三六	一二、六六七、四一七	四五・二
消防費	二五、〇三六、一九七	一一、五二三、〇二二	四五・九
土木費	九九、四三八、八二三	三四、三七二、六七三	三四・五
教育費	八四、八二七、六九五	三一、五九七、六〇五	三七・二
社会及労働施設費	八七、七二五、四八三	四一、九三三、五八八	四七・八
保健衛生費	一五、〇七七、〇五八	六、〇七八、六二九	四〇・三
産業経済費	二五、七三六、〇〇八	九、〇六七、七五〇	三五・二
観光費	七、四二五、〇三四	三、六一六、一八二	四八・七
財産費	三、八六三、二八九	二、四二一、三六九	六二・四
統計費	一、一三九、七六〇	一三〇、八〇九	一一・四
選挙費	二、〇七五、六九六	一、五四六、三〇四	七四・四
公債費	三三、三九六、九〇九	一六、五四一、八六五	四九・五
諸支出金	二三、二八〇、五三八	九、七八一、六八五	四二・〇
予備費	一、二九六、二三六	〇	〇
前年度繰上金	一一八、〇四五、一〇一	一一八、〇四五、一〇一	一〇〇・〇
計	六六一、八二九、〇八一	三四六、五一八、六六三	五二・三

◉財産

1 現金証券類　一三、六八二、六七八円

2 土地家屋評価額　一、二七一、九九〇、〇六八円

3 造林共有持分　二一九町六七の十万分の五一、七四五

◉一時借入金

一般会計分　一二四、〇〇〇、〇〇〇円

国保会計分　三、五〇〇、〇〇〇円

計　一二七、五〇〇、〇〇〇円

一般会計款別歳入予算額及び上半期収入済額調

（昭和三〇、九、三〇現在）

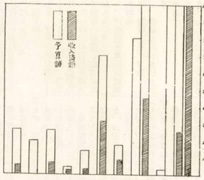

款別	予算額 金額	上半期収入済額 金額	百分比
市税	三〇二、六四一、四四三円	一三五、四〇六、〇八九円	四四・七
公営企業及財産収入	一八〇、一四一、七九三	四五、二〇五、〇六七	二五・〇
使用料及手数料	一七、二四八、九三三	八、六三四、九七五	五〇・〇
国庫支出金	七〇、一〇四、〇九三	三一、四〇四、六八三	四四・七
県支出金	一四、〇一〇、五六〇	二、八四一、四八三	二〇・二
寄附金	五、二七七、三七六	二、六六三、〇〇〇	五〇・四
雑収入	二五、九〇四、八八四	七、二二五、七七〇	二八・〇
市債	二〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
地方交付税	二六、五〇〇、〇〇〇	五、五八二、〇〇〇	二一・〇
計	六六一、八二九、〇八一	二三八、九九一、〇六七	三六・一

むすび

以上概説いたしましたように市財政事情は逼迫しており財政運営は極めて困難たる状態に立ち到つております。これはひとり本市のみでなく全国的な傾向となつており、政府においても地方財政建直しのため急速な解決に迫られている現状であります。

勿論市自体といたしましても赤字財政解消のためあらゆる方途を講じ事業執行に当りましては、その緊要度及び事業効果などを勘案して財政の効率的運営を図るべく努力いたしております。市民の皆様におかれましても市財政に対し格別の御理解を賜き、このうえとも御協力をお願いする次才であります。

市債の状況（長期債）　30.9.30.現在

借入先	件数	未償還額	備考
資金運用部	件 90	円 299.191.329	一般会計78件 191.637.108.— 水道 〃 12件 107.554.221.—
東京郵政局	11	35.100.000	一般会計のみ
神奈川県	24	1.268.565	一般会計 23件 1.018.565.— 公益質屋 〃 1件 250.000.—
その他	7	21.011.738	一般会計 4件 6.761.738.— 水道 〃 3件 14.250.000.—
計	132	356.571.632	

市税々目別予算額調

税目	予算額	上半期調定額	徴収額	〃歩合
市民税	円 104.270.780	円 50.507.648	円 42.283.754	83.7
固定資産税	123.134.518	61.679.770	54.513.887	88.3
自転車荷車税	5.810.000	5.974.910	5.260.690	88.0
電気ガス税	25.740.000	9.083.511	7.724.534	85.0
煙草消費税	33.954.000	13.903.180	13.903.180	100.0
繰越分	9.732.145	9.892.623	1.407.619	14.2
過年度分		6.974.283	5.923.830	84.9
計	302.641.443	158.015.925	131.017.494	82.9

昭和29年度一般会計決算の概況

収入（単位円） 款	予算現額	決算額
1.市税	260.653.342	257.518.165
2.地方財政平衡交付金	—	—
3.公営企業及財産収入	232.093.711	108.584.402
4.使用料及手数料	15.978.608	15.506.420
5.国庫支出金	79.689.615	74.208.845
6.県支出金	30.920.763	27.572.228
7.寄附金	4.249.740	3.533.165
8.雑収入	22.771.292	22.859.853
9.市債	50.000.000	45.000.000
10.地方交付税	14.068.000	2.251.000
歳入合計	710.425.071	557.034.088

支出（単位円） 款	予算現額	決算額
1.議会費	14.669.659	14.456.078
2.市役所費	102.280.365	99.577.270
3.警察消防費	43.969.309	42.642.169
4.土木費	145.864.811	128.513.751
5.教育費	106.244.868	102.785.091
6.社会及労働施設費	78.297.813	75.553.434
7.保健衛生費	14.396.957	12.655.132
8.産業経済費	30.171.480	29.325.688
9.観光費	8.236.277	6.386.966
10.財産費	10.982.151	10.870.953
11.統計調査費	702.063	427.432
12.選挙費	1.671.855	1.530.777
13.公債費	27.293.683	26.021.170
14.諸支出金	52.245.602	50.955.877
15.予備費	20.758	—
16.前年度へ繰上金	73.377.410	73.377.410
歳出合計	710.425.071	675.079.189

計算書

一金　557.034.088円　歳入合計

一金　118.045.101円　翌年度より繰上充用金

合計金675.079.189円

一金　675.079.189円　歳出合計

歳入歳出差引残金なし

鈴木市長ら　ボーイスカート県大会で表彰さる

ボーイスカウト神奈川県連盟並びに神奈川県、横浜市教育委員会等の共催により十一月二十日午前十時から横浜市紅葉坂の横浜市教育会館で昭和三十年度ボーイスカウト神奈川県大会が開催されました。

当日の大会には、県下のボーイスカウトが一堂に集り相互の親睦と融和を図り、今後の発展が期されたのでありますが、その際小清水県連盟理事長から当市ボーイスカウトの生みの親であり、名誉会長である鈴木市長には、その育成の功績により感謝状が、又小田原地区コミッショナー浅田侍郎氏には有功章がそれぞれ授与されました。

当市ボーイスカウトの隊員は、当初六十名（三隊）でありましたが、現在では一六〇名（八隊）に増加し、今や西湘地区の本部として指導的役割を果しつつあるとき、これら両氏の表彰は洵に意義深いものがあります。

なお当市ボーイスカウトでは、本年が発足五周年にあたるので、十一月二十七日午前九時から城址公園でその記念式典を行い、城址の一隅にトーテンポールを建立する等種々の行事をすることになっております。

建設だより

◇市立酒匂小学校給食調理場新築工事

（工事概要）給食調理場新築　木造平家建波型亜鉛鉄板葺、建坪三一、二五坪、渡り廊下新築　建坪四坪、延三五、二五坪、工事費一〇一万円、十一月十一日着工、十二月二十五日完工の予定

◇市立国府津小学校給食調理場新築工事

（工事概要）給食調理場新築　木造平家建亜鉛鍍鉄板葺、建坪三一、五坪、工事費九十七万円、十一月十一日着工、十二月二十五日完工の予定

◇才七水防倉庫新築工事（飯泉一、一五九番地）

（工事概要）水防倉庫新築　木造平家建亜鉛鍍鉄板葺、建坪一〇坪、工事費十八万五千円、十一月十四日着工、十二月二十日完工の予定

青少年の自覚を高める運動

十一月十五日〜十二月十四日

青少年自身が次代を担う使命感に徹して、いかなる社会悪にもゆがめられない強靱な身心を自ら鍛錬し、その自覚を高めるため市並びに市教育委員会、市青少年福祉協議会等が中心となりこれに県、市の関係機関その他の諸団体が協力して、只今青少年の自覚を高める運動が実施されております。

この運動は、十一月十五日から十二月十四日までの一カ月間にわたり展開され、この間講演会、研究会及び座談会等を随時開催し、①青少年自身の自覚の昂揚②青少年保護育成条例の浸透③優良文化財の推せんと普及④有害な出版物、映画等の排除⑤覚せい剤、害毒の周知徹底等を強力に推進することになつております。

市民の各御家庭におかれましてもこの運動の趣旨に御協力の上、次代を背負う青少年を健やかに護り育てて下さい。

12月
小田原けいりん
24土 25日 26月
27火 28水 29木
主催　小田原市

監査公表

監査委員公表才一号

定期監査の結果について

地方自治法才百九十九条才三項の規定に基き民生部の所管にかかる各課の業務につき、昭和三十年七月十九日から同二十九日までの間に於て定期監査を執行したその結果を次の通り公表する。

昭和三十年十一月十日

小田原市監査委員　井上孝之助
同　田辺一雄

まえがき

昭和三十年七月、民生部の所管にかかる各課につき定期監査を執行した結果、予算経理並びに事務事業の執行状況等全般を通じそれぞれ相当の努力をなしているものと認められるが、なお一部の事項について是正改善を要するところも見受けられるのでその概況を記述する。

監査概況

共通事項

一、予算経理について

歳出予算の執行に当っては才一、四半期でもあるので全般を知り得ないが、各課共おおむね適当になされているものと認められる。ただ今後については予算議決の主旨を尊重し、計画的に執行されるよう充分留意せられたい。

二、物品の取扱について

①備品の出納管理についてこれら関係帳簿の記帳整理状況は必ずしも充分とは認め難い点もあり、一般に物品の取扱については軽視され勝ちであるので、物品も現金同様重要であることを認識しこれが出納管理業務の万全を期されるよう配慮が望ましい。

②消耗品関係受払帳簿の記帳整理については、一般に充分でない点もあり今後一段と取扱の適正化を図り消耗品の節約に努めるよう留意せられたい。

③燃料（揮発油）の購入方法等については、各課まちまちに取扱われておるので処理方法を統一することが好ましいと思われるので検討の上善処せられたい。

三、窓口事務について

窓口事務の取扱については、各課それぞれ業務の特殊性からして市民に対し細部事項等確認のため熱意の余り兎角感情的になり易い面もあるが、自己の立場を自覚せられ飽くまで親切丁寧に取扱い、遺憾のないよう充分留意せられたい。

四、公金の取扱について

各支所関係はそれぞれ出納員により委任事務をなされているので本庁に於てもこれら業務の関係者を出納員又は分任出納員に任命しその責任の所在を明確にすることが望ましく、更に公金を取扱う嘱託員と市との関係等についても充分検討の上善処せられたい。

国民健康保険課

この課は給付、徴収の二係によって構成されており市民の健康管理と福祉増進を図る業務の運営にあたっている。

一、事務事業の執行について

①相扶共済の精神に則り社会保障制度の基盤として特別会計経理により昭和二十六年四月業務を開始以来各方面よりの協力と担当者の努力により年を追うて飛躍的に進展し、事業内容の充実と円滑なる運営は全国でも稀に見る成果を挙げておることは当事者の努力によるものと考えられるが今後の発展を期待するものである。

②保険料の徴収事務については賦課、徴収、消込、滞納整理等各事務はそれぞれ別個な人によって処理されることが理想であるが現在は人的の関係もあり一部同一人が行っておる実状であり、各支所関係の徴収事務についても単独で業務を処理している現況であるので、これが指導監督については遺憾のないよう留意されることが望ましい。

二、保健婦の実際的活動について

本課所属の保健婦は、月平均十五日を主として結核関係世帯を中心に巡回指導に当っており、技術的な面は保健所長の指導下にあり現在三名の指導員では効果を早急に望むことは困難であるが予防医療の点で今後の活動を期待する。

厚生課及び福祉事務所

厚生課は福祉、社会の二係があるが、福祉事務所の保護係と一体的に構成され生活保護、福利厚生、公営住宅等に関する事務の運営にあたっている。

一、生活保護業務について

社会保障制度が確立されたなかにも生活保護に対する国民の請求権が認められたのであり、本市に於ける六月末現在の保護世帯は約八〇〇を数えこれが施行事務は当課の中枢をなすものであるが、制約された人員でこれが業務の処理をなす努力は充分多とする処であるが、各地域保護世帯に対する指導援助業務の取扱については更に工夫をなし明朗なる業務の推進に一層の努力を期待する。

二、授産場について

生活保護法に基く保護施設である授産場は、昨年四月新に事業開始以来順調に進展し現在三十四名（定員五十名）が主として衣類の委託加工等に従事しており相当の実績を挙げているものと認められるが、今後事業の永続的推進等につきなお一層の努力を期待すると共に次の事項につき留意せられたい。

加工賃金の収入状況が順調でない。これらは支出面との関連があるので担当者の努力が望ましく、なお加工賃金調定簿の処理方法についても充分考慮し処理するよう一段の努力が望ましい。

三、市営住宅の管理について

市営住宅の維持管理については「管理台帳」に代る市営住宅使用者台帳により整理されているが、その記帳整理が充分とは認め難い点があるので今後これが処理につき充分留意し住宅管理の万全を期することが望ましい。

四、公益質屋について

本事業の経営状況については、おおむね適当なる経営がなされているものと認められる。尤もこの事業は庶民を対象とした純然たる公益事業である立前から、いかにしてより多くの使命を達し得るかにあるので資金貸付限度現在の一万円についても検討の余地あるものと思われるので、最近の経営事業等斟酌の上充分考究せられ運営の合理化を図るよう期待する。

衛生課

この課は予防、公衆衛生の二係によって構成されており、保健衛生、予防接種、じん芥処理、火葬場等に関する業務の運営にあたっている。

一、予算経理について

この課の経理に属する原材料費（主として薬品代）を綜合すると予算額二、二八一、九五〇円、支出済額八二、四三五円、予算残額二、一九九、五一五円であり、才一、四半期と雖もその執行状況が低調であり、これらは一応季節的需用の関係は考られるが、旧年度から相当量の薬品を繰越し充用している実状等もあるのでこのような執行状況は往々年度末に集中的支出をなす不合理な経理となってあらわれるおそれがあるので、予算経理の執行計画に一段の努力を望むものである。

二、じん芥焼却場について

じん芥焼却場は、七月末現在一日平均約七、〇〇〇貫を焼却しており、これら焼却業務に従事する勤務員は臨時作業員を含めて約四十名が従事しているので、長期に亘る臨時職員の身分問題について充分考究せられると同時に作業監督についても遺憾のないよう配慮を望むものである。

むすび

監査の概況は以上述べた通りであり、その執行状況を個々に観察すればなお考究善処を要する点も見受けられるが、全般的に見てよく運営されているので予算の執行等に当りこの上とも適切なる運営をなすと同時に事務能率の向上を図るため一段の工夫と努力をいたされるよう念願する次才である。

監査委員公表才二号

定期監査の結果について

地方自治法才百九十九条才三項の規定に基き経済部の所管にかかる各課の業務につき、昭和三十年八月十七日から同三十日までの間に於て定期監査を執行したその結果を次の通り公表する。

昭和三十年十一月十日

小田原市監査委員　井上孝之助
同　田辺一雄

まえがき

昭和三十年八月経済部の所管に属する各課の業務について定期監査を実施した。監査の結果は、それぞれ所管業務について何れも相当の成果を挙げており努力の跡が認められるが、将来是正又は改善を要する事項が認められるのでその概況を次の通り記述する。

監査概況

共通事項

一、予算経理について

予算経理については、計数上の誤りは認められず全般を通じおおむね適当に執行されているものと認められるが、予算差引簿の記帳整理は、充分とは認め難いところも見受けられるので今後尚一層の努力をなし、予算を計画的に執行されることが望ましい。

二、物品の取扱について

物品の取扱については、屡々指摘されているところであり、一般に軽視され勝ちであるので之が取扱には特に留意し、適正なる運営を図るよう努力されることが望ましい。

三、文書の整理について

文書及び簿冊の整理については、処務規則にもとずき各課共更に一段の努力が望ましい。

農林水産課

この課は農政、農林、農地水産の四係によって構成されており、産業経済の振興並びに農業経営の合理化等を図るための業務の運営にあたっている。

一、事務執行について

本年初めてこころみた産米の予約買付制度について、本市はさきに九、六三八石の割当に対し八月十七日現在早くも一一六%に達し、更に一二〇%を目標に相当の努力をなされており、その成果は実に見るべきものがあるが、更に今後の努力を期待するものである。

二、予算経理について

予算経理については、前述の通りおおむね適当になされているものと認められるが、市の補助金等を以て運営されている病害虫防除本部の予算経理については、早急に改善を必すべきものと思われる。

三、補助金について

この課は、各種団体等に対する補助助成政策が多くその支出手続に誤りはないものと認められるが事業成果、収支決算の審査等が行われていないものがあるので指導監督を充分行うとともに事業成果の確認について特に留意せられたい。

四、物品の管理について

1　備品台帳のうち職員の勤務替等による保管責任者の変更に伴う整理等が、不充分のものがみられたのですみやかに整理せられたい。

2　土地改良事業用資材（セメント）等の取扱については、貯蔵設備の関係等もある事と思われるが購入現品をそのまま店舗預けとして必要量をその都度払出の形式をとっているが適当な措置とは認め難いので検討の上改善せられたく、なおこれら資材の受払簿の記帳整理についても更に一段の努力が望ましい。

商工観光課

この課は商工、観光の二係によって構成されており商工業の伸張発展と観光事業の推進等に関する業務の運営にあたっている。

一、事務執行について

1　商工業の伸張発達がただちに都市の発展に深いつながりをもつことは今更申すまでもなく、対外的には箱根物産綜合展、県中小企業振興展、日本国際見本市等幾多の事業に参加し、それぞれ多大の成果を挙げており、対内的には中小企業小口融資に関する業務の推進等に当り、中小企業者が直面している相談に応じて市内中小商工業者の利用度をたかめていることは誠に結構であり、今後の努力を期待するものである。

2　諸証明中居住証明書の発行に当っては、住民登録法に基く居住の要件等にも関連があるものと思われるので、重複業務にならざるよう充分研究の上執行されることが望ましい。

二、予算経理について

1　動物園の各種飼料は毎日購入されているのであるが、これが支払事務の処理方法等については更に考究の上処理することが望ましい。

2　お濠端等遊歩道路の使用料金については、公園使用条例に定めてある土地使用料金等によって徴収されているが、適当価格と認め難いところもあるので実状に即し検討の上改訂実施されることが望ましい。

3　遊園地の遊器具使用料金の収納方法等については考究の上改善されることが望ましい。

三、ボート場について

ボートの使用状況並びに料金の取扱は良好と認められる。ただボート場に水道栓等を設け、衛生上の見地からも一般に便宜を図ることが望ましい。

四、遊園地について

城址公園の建築物中一部産業館等は、現在利用価値も少く、また施設が老朽し危険視されるので風致上の見地からも考慮せられたく、なお、お濠端際の街灯の施設等も殆んど破損しているので早急に善処されることが望ましい。

五、海水プールについて

プールの維持管理並びに使用状況等は良好と認められる。ただここに関連する御幸ノ浜入口の昇降石段が狭少であり、また破損箇所等も見受けられたので考慮されることが望ましい。

むすび

以上監査の結果について向後更に改善されるべき事項の概況を例挙したのであるが、各般に亘る業務の真価を発揮することは、予算等の制約を受けている現在においてその全きを期することは困難とは思われるが、前述の要望事項等を早期に是正し、積極的且つ効率的業務の執行に務め、担当業務の万全を期せられることを要望して止まないものである。

水道の給水工事は水道課又は公認業者に御申込み下さい

家屋内へ水道を引くための給水工事や、すでにひいてある給水管の改造などの工事は、所有者や使用者がみだりに加工することは水道使用条例により禁止されております。

水道の新設、増設、改造、修繕、撤去その他の工事は請求によって水道課又は公認業者において施行することになっておりますので、水道に関する工事の場合は水道課又は公認業者に御申込み下さい。

公認業者は、水道課で行う資格試験に合格した技術員その他の職工を常備する業者であって、本市が水道工事の公認業者として指定したものであります。

公認業者の行う給水工事は水道課で行う工事と同様に竣工後の保証期間があり、材料についても検査を受けており、水道課への届出その他一切の手続も代行することになっております。

公認業者以外の工事はすべて条例に違反し、お互いに損害をうける結果となりますので注意して下さい。

公認業者は次の通りです。

公認業者（いろは順）

株式会社井戸清商店	緑三ノ三四五
東海管工業株式会社	新玉四ノ六五〇
田中組	幸一ノ五四
株式会社田部井商店	緑一ノ四六
株式会社二見工務店	新玉一ノ一二九
共進建設工業株式会社	新玉四ノ五五八
木川組	十字三ノ五六四
杉山ポンプ店	井細田一四五

優良「こども銀行」表彰さる

県下二十七の優良こども銀行（こども郵便局、こども協同組合）に対する中央並びに地方表彰式が、さる十一月十八日午後一時から県議会議場において関係者多数が出席して行われました。

この表彰は「こども銀行」の健全なる発展を図るため預貯金の入手内容、自主的運営及び預貯金の増加率等が特に優れている銀行を毎年大蔵大臣及び日銀総裁が中央表彰を行い、県知事が地方表彰を行うもので、今回の表彰で新玉子供銀行（新玉小学校）は、県下五つの「こども銀行」に伍して栄ある中央表彰を受け、また本町小学校子供郵便局、富水小学校子供協同組合及び白鴎中学銀行は、それぞれ地方表彰を受けました。

教育委員会正副委員長の改選

市教育委員会定例会は、十一月十日開会され、任期満了による正副委員長改選の結果、委員長に小野春松委員、副委員長には小沢三郎委員（再選、議会選出）の両氏が選出されました。

十月競輪の成績

十月競輪は、本年度才六回市営競輪として十月十四日から十七日までの四日制をもって開催されましたが、車券総売上額は六千五百六十五万二千八百円で、純益見込額は七百十万円に達し良好な成績を収めました。

連日晴天に恵まれ 才十回国体盛会裡に終る

才十回国民体育大会軟式庭球競技及びソフトボール競技は、年余にわたる準備と市民あげての協力のうちに去る十月三十一日、華々しく開幕されました。当初心配されていた天候も連日晴天に恵まれ、日程にいささかの狂いもなく四日間にわたる大会を盛会裡に無事終了することができました。

軟式庭球は、城山庭球場と小田原高校コートを会場に高校男子、高校女子、教員一般男子、一般女子、及び一般男子（四十五才以上）の各種別に別れて熱戦が展開され、高校男子の部においては小田原高校の青木、青木（啓）組、井山、土屋組が輝く優勝を遂げ、郷土の為に万丈の気を吐き、高校女子では広島、教員では愛知、一般男子では岡山、一般女子では岡山、一般男子（四十五才以上）では福岡がそれぞれ優勝しました。

ソフトボールは、高校女子二十五チーム、一般女子十チームが出場、城内野球場天神山球場、小田原高校グランドの三会場で熱戦を展開し、高校女子の部で八尾高校（大阪）、一般女子では東洋レーヨン愛媛がそれぞれ優勝しました。綜合順位は、軟式庭球において①岡山②広島③神奈川④愛知⑤福岡⑥兵庫⑦東京⑧埼玉の順序となり、ソフトボールでは、①大阪②愛媛③静岡④鹿児島⑤岡山⑥愛知⑦香川⑧栃木の順となりました。

入場料収入は 百七萬七千六百二十三円

入場料収入は、前売七、一五三枚、五十三万六千五百七十三円、団体九、七六九名、二十二万二千七百三十円、当日売り三、一〇二枚三十一万八千三百二十円（プログラム売上も含む）、合計金額にして百七万七千六百二十三円という当初の見込をはるかに上廻る好成績をあげることができました。

国体の寄附金 二百三十万円余に達す

国体後援会小田原支部では国体開催経費の一部に充てるため、地区嘱託員の方々を賛助員として協力を煩わし市民の皆様の御理解を得て応分の御寄附をお願いしておりましたが、地域募金目標額二百七万二千二百円に対し、百五十四万七千七百七十円（七四、六九%）の成績を挙げることが出来ました。又商工会議所を通じて各業域にお願いした目標額百万円の分は、五十二万二千七百十円（五二、二七%）に及び、その他直接、市役所で扱いました特別分寄附金二十三万二千円を合せて、寄附金総額は二百三十万二千四百八十円に達しました。

才十回国体に対する市民の皆様の理解ある御協力に対しここに深く感謝いたす次才であります。

才十回国体前夜祭と マスゲーム大会

才十回国体は十月二十九日の国体前夜祭によってその幕を切つて落されました。十月二十九日の薄暮、国府津培を出発した聖火リレーは、沿道市民の拍手に迎えられて酒匂、山王、万年、国際通り、錦通り、新玉新道、竹の花、箱根口と次々にリレーされ六時半、市役所前に到着しました。

お濠端を埋める五千有余の観衆の注目のうちに聖火はボートに移乗され、お濠の中に設けられた聖火台を一周の後、鈴木市長の手によって聖火台に点火されるや万雷の拍手が湧きおこりました。聖火は夕闇に赤々と燃え上り、すみやぐらに映えて何時までも燃え続けたのでありました。この頃、城内小学校の校庭では国体選手慰安のために郷土民謡など数々の演芸がくり拡げられ、国民の祭典、国体の気分はまさに最高潮に達しました。

翌三十日には、午後一時から市内の小中高校生七千四百名及び市内婦人会員千名による徒手体操、組体操、リズム運動、民謡手おどりなど六種目にわたるマスゲームが秋晴れの城山陸上競技場を舞台として展開されました。折から日曜とあつて競技場観覧席は勿論、競技場前の道路、駐車場などは約二万の来会者で埋めつくされました。

庭球競技を御覧になる高松宮殿下

高松宮殿下 国体競技を熱心に御観戦

当市で開催された才十回国体軟式庭球及びソフトボール競技に御臨席の高松宮殿下には好天に恵まれた十一月二日（才三日目）午後二時自動車でソフトボール才一会場（市営城内野球場）に御到着、鈴木市長の御案内で約三十分間高校女子準決勝八尾高校（大阪）対岡山南高校（岡山）の熱戦を御観戦になり、引き続き軟式庭球会場（市営城山庭球場）に向われ、一般男子準決勝東京対兵庫、徳島対岡山の二試合及び岡山対東京の決勝戦を約三十分間熱心に御覧になつた後、新設の市営城山陸上競技場にお立寄りになり、同三時三十分一路自動車で御帰京になりました。

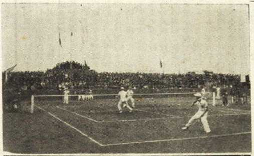

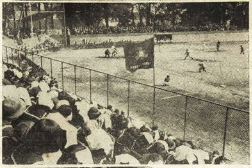

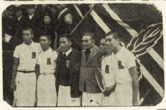

写真上は軟式庭球競技高校男子決勝戦、中はソフトボール競技（市営城山庭球場）下は高校男子で優勝の神奈川県代表小田高チーム

城内高校（女子）が六連勝 県下高校陸上競技大会

十一月三日までの国体競技に引き続いて、十一月六日には、午前九時から市営城山陸上競技場で、県下高校陸上競技大会が開かれました。

県教育委員会、県下高校体育連盟主催によるもので、男子高校三十校、三百六十六名、女子高校十四校、八十名の選手参加のもとに、男子十八種目、女子十種目について熱戦がくり拡げられました。

秋晴れのもとグランドコンデイションは良く、男子五千メートル、男子砲丸投、槍投、女子走幅跳の四種目について大会新記録を生み、とくに小田切忠正君（小田原高校）が一人で砲丸投げ槍投げともに大会及び県下高校の新記録を出したことは特筆に価するものがありました。

総合順位は、男子では法政二高が優勝し、女子では城内高が他の追随を許さず輝く六連勝を遂げました。

勤労感謝の日に 産業勤労者表彰さる

勤労感謝の日十一月二十三日午前十時から市議会議場で永年商工業、農業及び水産業等に従事して功績のあった市内産業勤労者の表彰式が、業界代表者その他関係者及び来賓多数出席して行われ、鈴木市長から被表彰者三十名に対しそれぞれ表彰状と記念品が授与されました。

この表彰式は、市が産業勤労者表彰規則にもとづいて昭和二十九年以来勤労感謝の日に行つているものです。当日表彰を受けた方々は次の通りです。

◇商工業関係（十五名）

天野喜代晴（株式会社井上商店）五味浅尾（あさひ食堂）飯山専吉（桔梗屋吉田薬局）天野山平（湘南木材工業株式会社）小野田権次郎（株式会社籠清）中村伝吉（株式会社鈴松蒲鉾店）岩田利三郎（湯浅電池株式会社）沖山まし（小田原製紙株式会社）須藤稔（山崎鉱泉所）住吉新太郎（瀧野木工所）川崎亀吉（大同毛織株式会社）戸張勝治（有限会社精巧舎）中西和男（株式会社ハヤノ）穂坂瀧之助（原度器株式会社）板谷衣子（株式会社マルヤ呉服店）

◇農業関係（十名）

田中諸吾（萩窪）木村房雄（蓮正寺）奥津吉蔵（久野）安藤立子（風祭）山木仙太郎（早川）志村喜作（下堀）星野利八（飯泉）大浜彦太郎（石橋）中村虎吉（酒匂）下川松平（田島）

◇水産関係（五名）

野田平太郎（山王原）加藤愛之助（早川）山橋平八（幸）久保田重太郎（幸）谷川平八郎（幸）

国連ポスター應募作品の県本部審査会

さきに募集いたしました国連ポスターは県内各支部の予選を通過した合計一七八点が県本部に送付され、さる十月五日審査会を開いた結果、本市関係として左記の者が入選いたしました。

◎小学生の部

二等二席 下曾我小学校 鳥井佳代

◎一般の部

三等二席 十字二ノ四五〇 中村稔彦

文化の日に 篤行児童の表彰行わる

小田原市青少年福祉協議会では、文化の日十一月三日午前九時三十分から市議会議場において才六回篤行児童表彰式を行いました。

表彰式は、来賓、父兄及び関係者多数の参会を得て盛大に行われ、会長の鈴木市長から今回の表彰者四十五名（小学生三十名、中学生十五名）の篤行児童に対しそれぞれ表彰状と記念品が贈られました。表彰された篤行児童は次の通りです

◇小学生の部

（本町小学校）小林征夫、浅井紘、滝口攻（城内小学校）田村泰将、高瀬忠夫、瀬戸瑠美子、池田忠正（新玉小学校）大村京子長谷川進、湯川幸子（足柄小学校）黒柳喜代志、鈴木克英（芦子小学校）木下淳一、中川恒雄（大窪小学校）梶塚喜美子、府川勢津子（早川小学校）日下部広美（山王小学校）原勉（久野小学校）大坪竹子（富水小学校）小島照治（町田小学校）森伸恵（下府中小学校）本多宣行（桜井小学校）野口邦子（千代小学校）高梨幸子（酒匂小学校）小林高治、岡本毅（国府津小学校）勝又睦夫富田京子（下曾我小学校）穂坂英山（片浦小学校）森本孝子

◇中学生の部

（城山中学校）石川静江、兼平頓子、山本武司、里見敏子（白鴎中学校）松本奎子、太田秀市（白山中学校）津田日吉、山崎富代岩本久義（城南中学校）加藤豊（鴨宮中学校）本多彰（千代中学校）中村雅美（酒匂中学校）小沢富子（国府津中学校）杉本康司（片浦中学校）鈴木勉

国保だより

今度新たに次の病院、診療所が本市と国民健康保険の診療協定をいたしましたのでお知らせいたします。

記

大蔵省印刷局小田原病院
小田原市酒匂一、一七〇（国府津三六五）
東京都済生会中央病院
東京都港区芝赤羽町一（東京（四五）八、二一一）
螢田診療所（小沢邦夫）
小田原市蓮正寺二二六
木内診療所（木内豊治）
小田原市堀ノ内六三
堀内歯科診療所（堀内品夫）
小田原市緑一ノ四〇（三〇六）

小田原の歴史（4）

小田原市教育研究所

古墳の形

発掘の結果から、この塚のもとの形は、二段のお供えもちのような円墳であったと考えられています。つまり、下段径二十メートル、上段径十メートル、高さ約四メートルの二段で表面は、一面にふき石でおおわれていたようです。

石室の構造

棺の納められていた石室は、幅一、五メートル、長さ七メートル、高さ二メートルほどで、玄室（げんしつ）と羨道（せんどう）とに分れていました。

石室は、壁・床・天井など、いずれも大小さまざまの自然石と粘土とによって積み固められていました。

（注）天井石は幅七〇—九〇センチメートル、長さ二〇—一六センチメートル、厚さ一五—三〇センチメートルの平たい石八枚が使用されていた。

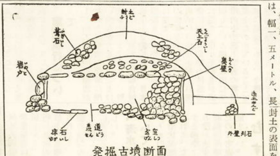

発掘古墳断面

古墳の造り方

古墳は大体次の順序で造られたようです。

①丘の上に南面して墓地を定める②石室を造る 床にひらたい根府川石をしく、まわりの壁に石垣を積む（天井や奥の壁、岩戸にはひらたい石を使う）、雨水をふせぐため、赤土・粘土でぬる③棺をおさめて墓前祭を行う④石室の周囲を土で高く、円くおおう封土（ふうど）⑤封土のすそに石をめぐらして土留めとする⑥封土の表面をまるくひらたいふき石でかざる。

出土品

円墳のまわりから、『はにわ』は出ませんでしたが石室の中からは、玉・やじり・刀類・土器・人骨などが発掘されました。

▽玉類…多数

▽刀類 矢じり△・鉄製の矢じり大形のもの八箇、小形のものは大部分破損、形のわかるもの一七箇 刀類…二本

▽土器類 少数のはじ器、すえ器などの破片

◎はじ器…彌生式土器の発達したもので、東日本に多い。祭祀に用いられたものらしい。赤茶色。

◎すえ器…大陸の焼物文化の伝来であろうといわれる。形が整っていて灰色

▽人骨…二体 遺物から想像して、少くとも男女二体以上の遺がいがほうむられてあったようです。